

消 防 危 第 195 号
令和 4 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知願います。

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・規則

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：合庭課長補佐、石井係長、嶋田事務官

TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

(保安検査等における底部溶接部の試験方法について)

問 特定屋外貯蔵タンクの保安検査等のうち底部溶接部の試験をコーティング上から行うことを目的として開発されたフェーズドアレイ超音波探傷法を用いた探傷装置（屋外貯蔵タンクの構造について高度な知見を有する第三者機関から装置の性能に関して評価を受けたものに限る。以下「PA 探傷装置」という。）について、危険物保安技術協会に設置された「コーティング上からの溶接線検査に係る検討委員会」において検討が行われ、底部溶接部のうち特定の部位に対しては、一定の溶接欠陥を検出することが可能であるとの結論が得られるとともに、PA 探傷装置の性能確認方法及び保安検査等における運用方法（適用可能なタンクの要件を含む。）が示されたが、当該運用方法に基づく底部溶接部に係る試験については、規則第 20 条の 8 に規定される試験方法と同等と見なしてよいか。

答 差し支えない。